

品川区遺跡発掘調査指導委員会設置要綱

制定 平成 29 年 4 月 1 日 教育長決定
要綱第15号

改正 平成 30 年 1 月 4 日 要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は品川区が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第92条の規定に基づく発掘調査（以下「調査」という。）の届出が民間調査組織からなされた場合において、同組織の指導等に当たるため、東京都教育委員会が定める「文化財保護法第92条の届出に係る民間調査組織の取扱基準」（21教地管第2121号 平成22年1月22日 東京都教育庁地域教育支援部管理課長決定。以下「取扱基準」という。）2註2に規定する調査指導委員会等に相当する遺跡発掘調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会の設置は、教育長が決定する。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、7名以内の委員で組織する。また、必要に応じて指導委員および参与を置くことができる。
- 2 委員は、取扱基準2註2の規定に基づき、埋蔵文化財に関する学識経験者および教育委員会事務局文化財関係職員のうちから、教育長が委嘱する。
 - 3 委員の中に委員長を置く。委員長は委員の中から教育長が指名する。
 - 4 指導委員は、埋蔵文化財に関する知識と経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。
 - 5 参与は、埋蔵文化財に関する知識と経験を有し、品川区教育委員会の埋蔵文化財調査に指導助言した経験のある者のうちから、教育長が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 教育長は、必要に応じて委員会の会議を招集することができる。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、取扱基準2註2に規定する会社による調査内容等の適否を専門的に判断することができる担当者に代わるものとして、品川区教育委員会とともに調

査を受託した民間調査組織（以下「受託業者」という。）の指導監督および助言を行う。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 指導委員は、教育委員会事務局文化財関係職員とともに日常的に受託業者の指導監督にあたり、助言を行う。
- 4 参与は、委員会の会議に参加し、所見を述べることができる。

（委員等の任期）

第6条 委員、指導委員および参与の任期は、教育長が委嘱した日から、調査報告書刊行までとする。

（事務局）

第7条 委員会に関する事務は、教育委員会事務局庶務課文化財係が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。